

○ 大分県屋外広告物条例（昭和三十九年大分県条例第七十一号）新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>(点検)</p> <p>第十三条の二 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、規則で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならぬ。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。</p> <p>2 規則で定める広告物又は掲出物件については、前項の規定による点検は、登録試験機関（法第十条第二項第三号イの登録試験機関をいう。以下同じ。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に關し必要な知識について行う試験に合格した者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者が行わなければならない。</p> <p>(除却義務等)</p> <p>第十四条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間が満了し、若しくは次条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなつたときは、遅滞なく当該広告物又は掲出物件を除却しなければならぬ。第七条に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、また同様とする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(除却義務等)</p> <p>第十四条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間が満了し、若しくは第十六条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなつたときは、遅滞なく当該広告物又は掲出物件を除却しなければならぬ。第七条に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、また同様とする。</p>

2 (略)

(管理者の設置)

第二十条 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 規則で定める広告物又は掲出物件については、前項の管理する者は、登録試験機関

が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者  
その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者  
でなければならない。

2 (略)

(管理者の設置)

第二十条 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 規則で定める広告物又は掲出物件については、前項の管理する者は、法第十条第二項第三号に規定する国土交通大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)が広告物の表示及び

掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者  
その他の規則で定める資格を有する者  
でなければならない。